

（後写鏡）

第70条 平成18年12月31日以前に製作されたハンドルバー方式のかじ取装置を備える原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡については、保安基準第64条の2第3項及び第4項の規定並びに細目告示第251条第3項及び第4項、第267条第2項及び第4項並びに第283条第2項及び第4項の規定にかかわらず、後写鏡は、運転者が運転者席において原動機付自転車の左外側線上後方50メートルまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。

2 昭和39年10月14日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第64条の2の規定並びに細目告示第251条、第267条及び第283条の規定は、適用しない。

3 次の各号に掲げる原動機付自転車については、保安基準第64条の2の規定並びに細目告示第251条、第267条及び第283条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第64条の2の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第826号）による改正前の細目告示第251条、第267条及び第283条の規定に適合するものであればよい。

一 平成31年6月17日以前に製作された原動機付自転車

二 平成31年6月18日から平成33年6月17日までに製作された原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ 平成31年6月17日以前に認定を受けた型式認定自動車

ロ 平成31年6月18日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、平成31年6月17日以前に認定を受けた型式認定自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの